

「何故彼等は松岡氏の中傷に狂奔するか」

然らば、何故彼等組合同盟一派は、松岡吉氏に對して、斯くの如き行動に出るのであるか。抑々、品川製作所従業員の加藤君の組合長は、加藤十君であつて、同君は本問題發生以來、全く付き切りで、總幹部の警察より責め下げから、罷業の切り崩しに至る迄、一手に引き受けて居る。例の先般の風潮事件に際しても、同君は同日の朝の三時頃から工場に詰め掛け、死に物狂ひになつてやつて居たのである。此頃は毎日工場事務室に出動し、切り崩し用の出勤書文から各種ビラに至る迄、同君自ら筆を取つて書くと同時に、裏切り職工に對して激刺の演説を工場の中で毎日行つて居ると云ふ實状である。人も知る如く、加藤十君は、先きの總選挙に第五區から立候補し、大點で落選したので、先日日本大衆黨本部の發表するところに依ると、次回の總選挙にもこゝから再び立候補するとの事である。同君は、既成政黨の院外團出身で、別に労働者として體験を有せざるのみならず、労働組合運動よりも政治運動に殊に代議士たることに趣味とあこがれを感じて居る人である。同君の組合運動者として餘り香しからざる成程は、既に定評のあるところであつて、最近は

何故彼等は松岡氏の中傷に狂奔するか

の如く選挙の豫行の中傷運動を行つて居る點も無いのである。加藤君等の松岡氏に對するいわれなき中傷の逆宣傳は、裁判に依つて明かになるであろうからこゝで一々駁論するのは止めるが、由緒労働運動に從ふものに對する支配階級並に共產黨の逆宣傳は付きものである。必ず何かの中傷の噂を流布するものである。これを直ちに排へて事實であるかの如く、然も無産階級の陣営内に在るものが、攻撃の材料に使用するが如きは實に言語道斷である。我等と雖も、加藤君を始め其他組合同盟乃至日本大衆黨幹部に對する面白からざる風説を耳にして居る。しかし、かゝる風説は要するに一箇の風説であつて、我等はかゝる風説を利用して攻撃しようと思はぬし、又しても居らぬのである。只今回の風潮事件の如く、明瞭に事實として示された、確證のある問題に對しては、我等は階級的良心の命するところに従つて、之を批難し、攻撃し、反省を促して居るのである。加藤君に對しても、かゝる明瞭なる醜類を何故擁護するかと云ふ眼前の不都合なる行動に就いて批難し攻撃して居るのである。

然るに加藤君は、本問題の本質に觸れざるのみか、直接要なる關係を持たぬ松岡氏に對して、敵本主義的に、しかも事實無根の風説を立て、中傷諷刺するとは何事であるか。其心事たるや實に卑しむべく、哀れむべきものであつて、我等は労働組合運動より見て、はげしき憤憤を感じざるを得ないのである。

人を攻撃するならば事實を以つてせよ。この品川製作所の労働争議は、その源を質せば、加藤君等が、公金費消の醜類部を不當に擁護し、正しき組合員を解雇せしめたところから發して居るでは無いか。しかるに自己の行動を何等反省せず、如何に代議士病患者であるとは云へ、これを以つて選挙の豫行運動に利用するとは何事であるか！

我等は茲に痛切に加藤君並に組合同盟に對して反省を促す。

全市民諸君！

本問題の真相ははばく我等の訴へたところであるが、労働問題に理解あると否にかかはらず、正邪は一見明瞭であります。輿論は必ず正義に身方するものと確信し、再び市民諸君の義侠心に訴ふる次第であります。

十月 日

日本労働同盟東京鐵工組合
大崎 第八支部
品川製作所争議團

労組第二六一九號
昭和四年十一月四日

4. 11. 7
256

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長 官 殿
神奈川縣知事 殿

東京製線株式會社、労働争議解決ニ関スル件

解決ス

要旨十一月二日本社事務所ニ於テ労働者ノ會見ニ於テ双方譲歩シ解雇手当六百円ヲ
東京製線株式會社川崎工場労働争議ニ関シテハ神奈川(貴)縣
度報ノ通ナルヲ組合側ハ被解雇者大橋、早川、飯島ノ三名ニ對シ又
ル解雇手当ニ関シ当初三千円ヲ要求シタルニ對シ第一回ノ交渉
ニ於テ一千五百円、第二回一千三百円、第三回一千円、第四回八百円